

江南同窓会会則が改定されました

平成 21 年度同窓会総会で会則の改定が承認されました。改定の趣旨は次の通りです。

- ・役員会構成の一部見直し
 本会役員は各役員会に所属し活動を行っておりますが、旧会則では実際の活動にそぐわない点、役割が不明確な面がありましたので、その役割を明確にしました。
 また、役員構成数の一部を若干名とし活動を柔軟に進めることができるようにしました。
- ・会則の拡充
 会則改定の定め、細則を新設し、また口座の開設・維持についての金融機関の指摘に応えるなど、会則の拡充を図りました。

江南同窓会会則

平成 21 年 6 月 7 日 改定

- 第 1 条 (名称) 本会は江南同窓会と称し、神奈川県立平塚江南高等学校内に事務所を置く。
- 第 2 条 (会員) 本会の会員は次のとおりとする。
- (1) 正会員 神奈川県立平塚高等学校卒業生、神奈川県立平塚女子高等学校卒業生 (併設中学校卒業生を含む)、神奈川県立平塚江南高等学校卒業生を以て組織される。
 (修了者ならびに中途退学者の希望入会も認める。)
- (2) 特別会員 母校職員および母校職員であった者。
- 第 3 条 (目的) 本会は会員相互の親睦を図りならびに母校発展に寄与する事を目的とする。
- 第 4 条 (事業) 前条目的のため、会報の発行、会員相互の親睦、情報の交換その他総会または役員会が認めた事業、ならびに母校発展に寄与する事業を行う。
- 第 5 条 (役員) 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1 名
 (2) 副会長 若干名
 (3) 会計 2 名
 (4) 幹事 若干名
 (5) 名誉顧問 1 名
 (6) 顧問 若干名
 (7) 監事 2 名
- 第 6 条 (役員を選任) 役員は次のように選任する。
- (1) 会長、副会長、会計、および監事は正会員より役員会が推薦し、総会の承認を得て決める。
- (2) 幹事は正会員および母校に在籍する特別会員の中から会長が委嘱する。
- (3) 会長、副会長、会計、および幹事の任期は、いずれも 2 年とする。ただし再任を妨げないが、会長の在任期間は連続して 5 期を超えることができない。
- (4) 名誉顧問は学校長に依頼する。顧問は会長が役員会の決議に基づき、特別会員に委嘱する。
- 第 7 条 (役員職務) 役員は次の職務を行う。
- (1) 会長は本会を代表して会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代行する。
- (3) 会計は本会の出納管理を行う。
- (4) 名誉顧問、顧問は本会と平塚江南高校との連携、交流に寄与する。
- (5) 監事は本会の経理および職務執行に関する監査を行い、総会に報告する。
- 第 8 条 (名誉会長)
- (1) 名誉会長は会長が役員会の決議に基づき、会長経験者の内より委嘱することができる。
- (2) 名誉会長は本会の重要事項に関し会長の諮問に応ずる。
- 第 9 条 (参与)
- (1) 参与は会長が役員会の決議に基づき、本会に特に功績のあった会員に委嘱することができる。
- (2) 参与は本会の重要事項に関し会長の諮問に応ずる。
- 第 10 条 (支部) 本会に支部を置く。ただし支部未結成の地区在住者は本部扱いとする。また、クラブ・サークル活動 O B 会、職域 O B 会などを支部として置く事もできる。
- (1) 各支部は本会とは独立した会計ならびに管理責任の下で運営される。
- (2) 各支部はその名称、活動する地域、役員名、事務所等を会長に届け出るものとする。

- (3) 支部の新設、統合、廃止などは役員会の承認を必要とする。
- 第 11 条 (機関) 本会に次の機関を置く。
 総会、役員会、および委員会
- 第 13 条 (代議員) 代議員は各回数から男子 2 名と女子 2 名、各支部から 2 名を選出する。
- 第 14 条 (総会の審議事項) 総会は次の事項を審議し、議決する。
- (1) 会則の変更
 (2) 会務報告
 (3) 会計報告および予算の承認
 (4) 会長、副会長、会計、監事の承認
 (5) その他役員会の認めた必要事項
- 第 15 条 (役員会) 本会は、次のように役員会を開催する。
- (1) 役員会は、役員によって構成される。
- (2) 役員会は、本会の事業計画および予算ならびに決算などを審議する。
- (3) 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決定する。ただし、監事は議決に参加しない。
- 第 16 条 (委員会) 本会に次の委員会をおき、以下の業務を担当する。
- (1) 広報委員会 江南同窓会報の発行、会員向け広報、ホームページ運営、校歌祭運営など
- (2) 財務委員会 会計の管理、年次収支予算の立案、年次収支決算の作成、財務計画の立案など
- (3) 総務委員会 総会および役員会の統括、事業計画の策定、会員情報の管理、会員名簿の発行など
- (4) 会長は以上のほかに必要と認められる場合に、役員会の承認を経て特別委員会を設置することができる。
- (5) 各委員会の委員長ならびに委員は本会の役員または会員の中から会長が委任する。
- 第 17 条 (役員会の討議事項) 役員会は次の事項を討議する。
- (1) 総会審議事項の予備討議
 (2) 会計報告及び予算に関する事項
 (3) 会員名簿の整理に関する事項
 (4) その他必要事項
- 第 18 条 (経費) 本会の経費は、入会金、卒業 30 年会費、事業収益、寄付金をもってこれに当てる。
- 第 19 条 (会費) 入会金及び卒業 30 年会費の金額は総会で決定する。
- 第 20 条 (会計年度) 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 21 条 (議事録) 総会および役員会について次の事項を記載した議事録を作成する。
- (1) 日時及び場所
 (2) 出席構成員および、役員の名
 (3) 議決事項
 (4) 議事の経過概要
- 第 22 条 (その他) この会則に定めのない事項を、江南同窓会細則として、役員会で定めることができる。
- 第 23 条 (会則の変更) この会則は、総会において、出席代議員の 3 分の 2 以上の賛成によって変更することができる。
- 第 24 条 (改定履歴) 本会則は、昭和 5 年 4 月 1 日制定
 昭和 14 年 11 月、昭和 26 年 10 月 7 日、昭和 33 年 4 月 29 日、昭和 39 年 6 月 15 日、昭和 45 年 4 月 29 日、昭和 50 年 4 月 29 日、昭和 55 年 4 月 29 日、昭和 57 年 6 月 6 日、昭和 59 年 6 月 3 日、平成 3 年 6 月 9 日、平成 6 年 6 月 5 日、平成 8 年 6 月 2 日、平成 10 年 6 月 7 日、平成 21 年 6 月 7 日 改定。

江南同窓会細則

- 第 1 条 (財務委員会事務局) 会則第 16 条に定める財務委員会の事務局を会計担当者宅に置く。
- 第 2 条 (会費) 会員は以下に定める会費を納入する
- (1) 新たに正会員になる者は、入会金として総会の決定に基づき 5,000 円を納入する。ただし、徴収は平塚江南高校の同意を得た上で行われる。
- (2) 卒業 30 年会費に該当する正会員は会費として総会の決定に基づき 5,000 円を納入する。
- 第 3 条 (行事の輪番運営) 会員は以下により輪番で本会の行事運営に協力する。卒業回数の末尾が同じ年度の会員は総会および懇親会など本会の行事を輪番で役員会と連携して運営に協力する。
 (平成 21 年度は 14、24、34 回生が該当する)
- 第 4 条 (現況の連絡) 会員は、相互の連絡に必要な住所、電話番号等を本会に連絡、登録する。

- 会員は、同窓会よりの名簿発行の作成依頼がある都度、住所、電話番号、勤務先、改姓などを、本会に連絡する。ただし、希望により氏名、住所以外の情報は登録しなくてもよい。支部、同期会、クラス会、クラブ・サークル O B 会などの代表者は、それぞれの会員名簿等の提供を通じ、本会が会員の正確な情報を把握できるように協力する。
- 第 5 条 (会報および名簿の発行) 本会会則第 3 条に定める目的を達成するために「江南同窓会報」ならびに「江南同窓会会員名簿」(以下本名簿という)を発行する
- 第 6 条 (名簿の管理) 本名簿は総務委員会が管理し、個人情報等の機密保持に努める。
 (1) 名簿の利用制限
 (2) 会員は、本名簿を会則第 3 条に定める目的以外のために利用してはならない。
 (3) 会員は、本名簿を会員以外の第三者の利用に供してはならない。
- 第 8 条 (細則の変更) この細則の変更は、役員会において出席役員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。